**健康・福祉部会　地域活動支援事業**

**サロン事業補助金交付要綱**

（目的）

第１　この要綱は、誰もが気軽に集まり、交流できる「ふれあいの場（機会）づくり」の実

施を通し、区民相互の日常的なつながりの構築を図るため、小地域（行政連絡区、組・常会）が行うサロン事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものをする。

（補助金及び事業の周知）

第２　補助金の額は１区あたり10,000円とする。

２　事業開催にあたっては、より多くの区民が参加できるように広く周知するものとする。

（補助金の交付請求）

第３　補助金の交付にあたっては、次の項目を記載したサロン事業実施予定書兼補助金交付請求書（様式第１号）を三輪地区住民自治協議会長に提出するものをする。

1. 実施予定
2. 実施場所
3. 予定参加者数

附則

　この要綱は、平成30年　4月　1日から施行する。